

【議事内容】

令和3年度文化審議会文化財分科会企画調査会（第1回）

1. 日 時 令和3年10月25日（月）15:30～17:00
2. 場 所 文部科学省第二会議室（旧庁舎2階）
3. 出席者 委 員 根立会長，大野会長代理（オンライン），近藤会長代理，
川野邊委員，小林委員，野川委員，山本委員（計7人）
外部有識者 株式会社小西美術工藝社 代表取締役社長
一般社団法人社寺建造物美術保存技術協会 代表理事
デービッド・アトキンソン氏
文化庁 塩見文化庁次長，榎本文化庁審議官，豊城文化財鑑査官，
篠田文化資源活用課長，鍋島文化財第一課長，
長尾主任文化財調査官，奥主任文化財調査官，
長谷川文化資源活用課課長補佐（計8人）

4. 議事等

○企画調査会長の選任が行われ、根立委員が企画調査会長に決定。

○企画調査会長代理について、根立企画調査会長から、大野委員及び近藤委員を指名。

○会議の公開について運営規則等の確認。

※以上については、「文化審議会文化財分科会の会議の公開について」（平成二十四年三月十六日文化審議会文化財分科会決定）1.（1）の規定に基づき、議事の内容を非公開とする。

【根立会長】 本企画調査会の会長は根立、会長代理は大野委員及び近藤委員となりました。開会に当たり、会長として一言御挨拶申し上げます。

このたびは文化審議会から、企画調査会を設置するという事で、文化財の保存技術や

技能の継承、修理技術者等の確保及び支援の在り方、文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な活用の方策、持続可能な文化財保存の在り方など、制度的内容等々のことを諮ってほしいということで、いずれも恐らく文化財の保護、保存、それから活用のごとも含めて、一番の基礎の部分で、かつ喫緊の問題を議論することになると思いますので、皆様の忌憚ない御意見をいただき、よりよい会議にしていきたいと思っております。微力ですが、皆さんよろしくお願いたします。

続きまして、会長代理のお二方に一言ずつ御挨拶をいただきたいと存じます。まずは大野代理、お願いたします。

【大野代理】 大野敏と申します。どうぞよろしくお願いたします。

簡単に私のキャリアというか、1984年に文化財建造物の保存修復に携わりまして、文化財建造物保存技術協会というところで7年間、国宝・重要文化財建造物の保存修復に従事をさせていただきました。その後、1991年から7年間ですけれども、野外民家博物館、川崎の市立日本民家園というところで、民家の保存修復とか博物館活動に従事をさせていただきました。このときは重要文化財だけではなくて、県の文化財とか市の文化財とかというような建物の保存修復に当たって、主にかやぶきの素材と技術の問題とか、土壁というものの材料をどう手当てをするのか、あるいは、民家の土間などをどう修復したり、きれいに保っていったりするのかなどという素材と技術の問題も認識をするようになりました。その当時は民家園内の県・市の指定文化財も、国の重要文化財と同じレベルで修理をするという認識でした。

1998年から大学に移りましたところ、世の中には文化財指定物件以外にも貴重な建物が幾らでもあって、あしたにでも壊されてしまうという状況を初めて知りました。非常に世間知らずなところがあったと思うのですが、世間の状況と文化財の世界の状況は随分違うのではないかということ強く認識して、そういった未指定の優れた物件は残さなくていいのかということ、初めて考えるようになりました。私の本来の研究のテーマはお寺とかお宮の中に安置される厨子という小建築だったのですが、未指定の貴重な歴史的建造物保存を残していくためにはどうしたらいいかということが大きな関心事になりました。未指定物件の場合、特にお金をかけずにどうやって価値を残していくのかというのが、非常に関心の高いところになったわけです。

そうすると、ボランティアによる修理方法が手っ取り早いわけですが、ボランティアの場合はどうしても、責任の所在があいまいになってしまいがちです。それを防ぐた

めには、きちんとした技術者の方が指導者になっていただくというような方法ができるとうまくいくという実感があります。一方、その指導者の人たちが、生業を続けるためには、しっかりと仕事をきちんと提供していくことが重要で、その辺の循環をどうやってやっていくのかというのが非常に関心事です。したがって、今回のこの会議に呼んでいただいたことで、改めて他の分野の方々の御意見をお聞きして、しっかりと勉強したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【根立会長】 大野先生、どうもありがとうございました。

引き続き近藤代理、お願いします。

【近藤代理】 御指名いただきましたので、代理をお引き受けいたしました近藤です。

私ごとではございますけれども、私は平成2年、1990年の5月に文化庁に就職いたしまして、伝統文化課の工芸技術部門の調査官として、平成29年の3月に定年で退職するまで長く同じ仕事を26年と11か月続けていました。工芸技術部門の調査官の仕事は、無形文化財の工芸技術の保護と併せて、工芸技術による、つまり工芸作品の制作に必要な文化財の保存技術、これも仕事の中で対応しておりました。

学生時代に、美術史を専攻しながらも漆芸の実技を履修したこともありまして、工芸と、特に漆芸を中心とする工芸の原材料、それから制作用具、これについては、長くずっと興味を持ち、こういう技術の保存を仕事として、文化庁の職務の中で私が担当するということを認識してから、何とかしたいと思いつつも、漆芸だけを考えても、無形文化財の漆芸に関する技術に必要な文化財の保存技術の全部に、何らかの措置を講ずることはできなかつたかと反省もしているところです。

ですが、行政だけでどうにもできないことというのはたくさんあります。それらの問題を、もう既に事務局で資料として、この力作の資料の中にまとめていただいていると思います。ですから、まだまだ文化庁がすべきこと、文化庁だからできることがこの中に、アイデアはたくさん詰まっていると思いますので、そういうことについて、もし私が意見を述べるという形で、文化財の保存技術の保存にお役に立てるのであればと思ってお引き受けしております。どうぞよろしく願いいたします。

【根立会長】 ありがとうございました。

続きまして、文化庁、塩見次長から一言お願いいたします。

【塩見次長】 ありがとうございます。本日は皆様、お忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

文化財は、もう皆様に申し上げるまでもありませんが、国民の貴重な財産であり、その恩恵を我々一人一人が享受して、その価値を実感するとともに、次の世代に確実に継承していくということが必要であるということは、もう改めて言うまでもないことと考えております。

一方で国民生活のありようが変容いたしまして、過疎化、少子化、また高齢化という中で、文化財を取り巻く環境が非常に厳しくなっている。また、特に昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大というものが追い打ちをかけるような状況にあるということを強く認識し、また危機感を持つところでもございます。このような中で、これまで制度面におきましては、平成30年に各文化財の保存活用計画、あるいは地域計画の認定制度が創設されました。また、昨年の企画調査会での議論も踏まえまして、無形の文化財の登録制度、また、地方登録制度というものも整備されたところでございます。

しかしながら、修理技術者の高齢化でありますとか、後継者不足、原材料や特別な用具の安定的な確保という問題につきましては、継続した課題となっているところでありまして、このことへの強い問題意識の下、8月に萩生田前文部科学大臣から審議要請を行わせていただいたところでございます。

審議要請の中でもお示ししておりますとおり、文化庁では修理技術者や原材料の確保等のための5か年計画といたしまして、「文化財の匠プロジェクト」の検討に着手をしたところでございます。このプロジェクトをより充実した、意義があるものとするとともに、今後の文化財の保存活用を一層効果的に進めていくという観点から、ぜひ委員の皆様方には専門的、技術的な見地からの御助言、また制度的な措置を含めた対応策についての様々な御検討をお願いできればと考えております。

ぜひ幅広く忌憚のない御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

それでは、早速議事を進めたいと思います。まず事務局より説明願います。

【篠田課長】 資料の3から6にかけて、論点に関する資料について御説明させていただきます。

まず、資料3については、本年8月の文部科学大臣からの審議要請に係る資料です。文部科学省では、文化財の修理技術者、用具や原材料の確保・支援等のための5か年計画として、「文化財の匠プロジェクト」を策定・実施することとしておりますが、このプロジェ

クトと連動いたしまして、特にこの概要で言いますと、下の丸1から丸3の事項の検討について、大臣から審議要請をさせていただいております。審議要請の参考資料で紹介しております課題等も踏まえまして、検討いただければと考えております。

続いて資料4です。資料4につきましては、現在検討している「文化財の匠プロジェクト」の素案の概要になります。文化財の持続可能な保存体制の完成に向け、令和4年度からの5か年計画として、文化財修理の全体を捉えた施策となるよう検討しているところです。

修理に必要な原材料や用具の生産・製造について、順次、調査を進めながら、安定生産のために支援分野を拡充することであるとか、文化財修理を担う選定保存技術の保持者、保持団体の拡大、後継者養成のための研修手当の拡充、文化財修理センターの設置に向けた検討を進めていきたいと考えております。また、事業規模の確保についても、指定文化財等が適正周期で修理できるよう、所要の予算を確保してまいりたいと考えております。

この資料4の2ページ以降は、来年度予算の概要になります。

また、11ページ、最後のページについては、税制改正の要望になりますので、適宜御参照いただければと思います。

続いて資料5になります。資料5は、文化財の保存に関する状況をまとめた資料になります。美術工芸品、建造物、無形文化財の芸能や工芸のそれぞれの分野について、文化財修理の現状と課題、また、修理に欠かせない品目でありますとか関連施策についてまとめておりますので、これも現状の一端ではございますけれども、御参照いただきながら、御意見を頂戴できればと思います。

続いて資料6です。資料6は、本企画調査会において検討いただきたい主な論点を図示したものでございます。我が国の貴重な文化財を守り、伝えていくためには、経年劣化等の状況に応じて保存修理ができるよう、事業費、事業規模を拡充していくことが重要であります。それに伴って修理を担う修理技術者や修理場の確保も必要になります。

また、保存修理が増えれば、材料や用具の製造、原材料の生産まで影響しますので、こうした文化財の保存修理のサプライチェーン全体を捉えまして御議論いただければと考えてまして、主な論点として6つの点をお示しいたしました。

原材料に関しましては、需給状況等を調査しつつ、順次支援を拡充してはございますけれども、論点1として、今後の生産支援の在り方、また論点2として、価格の状況なども踏まえて、

安定的に確保するための制度的な対策について御議論いただければと思います。

材料や用具の製造、文化財修理を担う選定保存技術の保持者や保持団体に対しましては、後継者の確保・養成のための支援を行っておりますけれども、論点3として、こうした後継者養成に係る支援の在り方や、論点4として、選定保存技術制度の在り方そのものについても御議論いただければと思います。この中では、選定方針や価値づけの在り方なども論点に含まれると考えております。

文化財保存修理に係る事業費や事業規模の確保についても、指定文化財等の保存修理予算をしっかりと確保していくことに加えまして、論点5、6にありますように、文化財の活用による収入をさらなる活用のための保存修理に充てるなど、保存と活用の好循環を生み出す方策や、寄附を含めた多様な資金調達を促す仕組みについても御議論いただければと思います。

このほか、審議を進めていただく中で、他の論点も出てくることもあると思いますが、こういった論点、今お示しの論点も含めまして、文化財の持続可能な保存活用のための総合的な方策について御議論いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【根立会長】 それでは、早速ですけれども、これより委員の皆さんの意見交換に移らせていただきたいと思います。本日は初回ということもありますので、まず委員の皆様それぞれ順番に、御自身のこれまでの取組や、本調査会で検討すべき課題についてのお考えなどについて、お一人、短くてすみませんが、3分程度で御発言を賜りたいと存じます。なお、皆様より一巡御発言いただきましたら、議題3のヒアリングに移る予定です。その後も自由発言、意見交換の時間を設けておりますので、御承知ください。

それでは、川野邊委員からお願いできればと思います。

【川野邊委員】 まず、私の専門は有機化学です。こちらにいらっしゃるほとんどの方とはかぶっていないと思うんですが、東京文化財研究所で修理技術や修理材料の開発を長く行ってきました。その後、日本の技術とか文化財の紹介を海外にするというプロジェクトとか、それから海外から日本の文化財を持ってきて修理してお返しするというようなプロジェクトに関わらせていただきました。

今回の企画調査会の目的というのは、すごく素晴らしいと思うんですけれども、実際に現場でいろんなことやってきた者としては、この中で少しでも現場に還元できるものがあったらいいというぐらいに思っております。というのは、あまりにも文化財の修理現場と

どうか、その修理現場を支える分野というのが、壊滅的な状態にあるというのをひしひしと感じて暮らしてきたので、今さら、今さらとはすみません、単純な手法とか一介のプロジェクトでどうこうなるものではないと実感しているのです、少しでもこの中から助けられるものが出てきたらいいと思っています。

ただ本質的には、日本人の大部分が必要ないと思っている材料とか技術なので、そこをきちんと押さえて、どういう生き残り方をしていくのか、あるいはどういう代替法を考えていくのかというところからいくべきじゃないかと個人的には思っております。以上です。ありがとうございました。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

それでは小林委員、お願いします。

【小林委員】 東京大学の小林でございます。私は、実は文化財は全く素人でございます。ずっと長らく文化政策全般の行政について研究をしてきました。特に地方自治体等で、どちらかというと文化財というより文化の振興の研究とか、その計画づくりとか評価などに関わってきたような状態があります。

ただ、数年前に、理由はわからないのですが、奈良県から文化財保存計画の策定とか保存活用などの委員会に入るようになりました。そのことによって奈良県さんを通じて、文化財の置かれている状況というか、文化財行政の置かれている状況についても、いろいろと勉強させていただいたというところがあります。

その中で、文化財行政をやっていく上での、複雑な、いろいろな要件、川野邊委員さんがおっしゃっておられましたけども、ということを知るにつけ、非常に厳しい状況だということがわかってきました。何となく今まで私は文化振興分野を見ておまして、文化財は随分と予算が確保されて、確実に行われているんだというイメージを勝手に持ってきました。ただ決してそうではなかったのだというのを知りまして、大変驚いたということがございます。

今回の委員会で、少なくとも今からでもできることがあるのならば支援方法を検討し、いい形での循環を含めて考えていければと思っています。どうぞよろしくをお願いします。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

それでは野川委員、お願いします。

【野川委員】 私の専門は、無形の音楽、歌舞伎や文楽といった伝統芸能です。恐らくこの中で私だけが、実演活動としての無形の文化財の専門ではないかと存じます。文化庁

のお仕事としては、例えば文化庁の芸術祭ですとか芸術選奨といった実演家の人たちに對する様々な制度に関わらせていただいております。また、その一方で、選定保存技術ですとか、実演活動を支えるもの、それにも関わらせていただいております。

御存じのように、歌舞伎や文楽なんかはそこそこ人気があるところではございますけれども、例えば箏や三味線などの音楽は、現在の多くの人にとって遠い存在になりつつあります。そういったものをきちっと次の世代に残していくためには、和楽器をどう整えていくかが大事です。多くの和楽器は自然素材でできておまして、まさに、この資料の中にいろいろ書いていただいておりますように大きな課題を抱えている、今までと同じような環境と素材で作っている、今後伝えていくことはできない、緊急に何かを行わなくてはいけないという状況でございます。

そして、先ほど循環という言葉もございましたけれども、音楽なり伝統芸能なりを見たいとか聴きたい、やってみたいという人がいて初めて、それを支える様々な制度が生きてくるわけですから、広い視野が必要です。ここにお集まりの先生方は美術の穂専門の方が多いかと存じますが、さまざまな御意見や御教示をいただけましたら、と存じます。この会議の中で何かお役に立てるように、と思っております。よろしく願いいたします。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

山本委員、お願いします。

【山本委員】 山本でございます。国宝修理装演師連盟集團の理事長をしております。国宝修理装演師連盟という団体は、文化財の美術工芸品の分野で、絵画、書跡、歴史資料などの修理を行う、技術者の集團です。国が選定している「装演修理技術」の保存団体として認定していただいております。

美術工芸品というのは、多くは伝世品として1,000年を超える間伝わってきたものもあり、現在までの間に既に数回の修理が繰返し行われて、現在まで保たれ守られてきたものがほとんどです。残したいという意思があって残されてきた、そういうものが日本にたくさんあります。文化財を将来に手渡すことは、そのものの価値、文化財そのものを残すことはもちろんですが、残してきた周辺の文化というものも同時に引き継いでいるのだと思っております。

既に文化庁さんの資料でたくさん書いてあることですが、現場といたしましても、重複しますが、課題として考えておりますことは、保存修理事業の安定的な継続、そのために必要な、安全な修理をする場所、人材の育成、原材料・道具の安定供給などです。これら

については、現場としても努力しておりますが、文化財修理に必要な良質な技術や原材料の生産者や技術者が、選定保存という、そもそもというか、国が保護しなければ存続が難しいという状態にいる者ばかりで、これを日本の経済で考えると、もう市場経済の当たり前のルールに乗れと言われても成り立たないようなものたちばかりでございます。

こういうものを進めていく、適切な文化財修理、美術工芸品の分野だけの話になるかもしれませんが、そういう根幹のためには、国によってまずどんなものがあるのか、継続的な、悉皆調査を進めていただきたいと思っております。文化財の価値、損傷状態、活用頻度、その実態を把握していただいて、それを踏まえて、保存修理を決定して推進していただくことが大切だと思います。

そして、そういうふうなことを考えますと、文化財修理の事業化に必要な人材は技術者だけではないと思いました。現在多くの文化財で行われている入札や企画競争なども、公平な手段として行われていますが、もう一段階、納得した意味で、よい制度になるためには、実際の施工の結果が文化財にとって安全でレベルの高いものでなければなりません。

そのためには、修理設計の内容とその良否判断をし、施工者の修理倫理をちゃんと持っているか、技術を持っているかということを見極めていただき、適切な修理事業者を選択していただくことが肝要で、その様な施工管理ができる人材がもっと増えていただくこと、イコール悉皆調査をしていただく人材ということにもなるのかと思っておりますが、そういう方々と協力しながらやっていけたらと思っております。

そうでないと、このままの状態ですと、入札や企画競争が文化財にとってよりよい内容のものになってほしいのに、よい仕事量が少ないままですと、結局は少ない仕事を取り合う値段競争や、委員の顔ぶれを意識した企画競争、企画書の作成のテクニックというふうなものに、その上達を考えてしまうようなことに陥りかけています。そういう、とても現場的な話ですが、大きなことのほかにこういう細かいことも含めて、この会でいろいろ御議論いただけたらと考えております。お役に立てばと思っております。よろしく願いいたします。

【根立会長】 山本さん、どうもありがとうございました。

それでは大野代理、よろしくお願いします。

【大野代理】 先ほど、先走ってしゃべってしまったのですが、私のキャリアの中では、最初に国宝・重要文化財建造物の修理を7年間経験いたしました。その後、さらに7年間、民家の野外博物館で、重要文化財だけではない、県の文化財とか、市の文化財とか、そう

いう建物、民家建築の保存修理をやらせていただきました。その中で痛感したのは、茅葺きをどう維持していくか。特に、野外博物館の場合は、様々な地域の茅葺きの建物を集めているので茅葺きの地方性が果たして表現できるのかという問題等で、いろいろなところに関わりなど行きました。そもそもカヤと言われるものの中で、ススキを何とか手に入れるという算段はできたんですけども、そのほかの材料、例えば麻殻はなかなか手に入らない。そういうことで、材料、技術の問題というものを認識するようになったのですが、建造物修復方法としては、国指定文化財建造物の経験を生かして、県指定も市の指定も同じようなレベルで修理をすることで、川崎市立日本民家園では仕事をしてまいりました。

しかし、大学に移りまして、研究者という立場で歴史的な建物に携わりますと、文化財ではない、歴史的な建物のほうがはるかに数多くて、しかも文化財レベルでみて指定物件に比べて遜色ないようなものがたくさん世の中にあって、それらがあしたにも壊されてしまうというような状況があるということを初めて知った次第です。

そういったものを、将来は文化財に指定される可能性の高い物件を破壊から救い、あしたにつなげていくためにはどうしたらいいんだろうということで、お金をかけずに価値を存続する方法ということをここ十数年いろいろ考えてまいりました。

その中で、取りあえず壊されないようにするために、簡単な修理をボランティアで行うとかということなど、いろいろ経験しましたけれども、そのボランティアで行うにしても、きちんとした指導者の方が、技術のすばらしさなどをあわせて指導していただけるという環境にあると、非常に、手伝う人たちもやる気が高まります。教える側の職人さんも、自分のやってきたことが多くの人に経緯を持って受け入れられることに、誇りを感じておられることが多く、積極的に指導者をお引き受けくださる人にも出会いました。

そういうわけで、技術の裾野を広げるためには、最高レベルの技術を持った方がきちんと加わってくれて、そういう方に刺激を受けて、未指定であっても価値の高いものは何とかして護り伝えていく、という流れをつくっていく必要があると考えています。

その一方で、先ほど御発言がありましたけれども、まず、それぞれの立場、私の場合は建造物ですけど、建物の価値、魅力というものをきちっとお伝えする中で、何としても継承していくべきだという意識を周りの人たちに持っていただくことが重要です。そういう流れを作ったうえで、対象物件の魅力を失わないようにするうえで、どんなことができるのか皆で考えることが重要です。

その一つとして、そういった歴史的な建物を守っていく（音飛び）生業と、なりわいと

できるような需要喚起をしていく。例えば茅葺きの場合ですと、現在の建築基準法では新築において茅葺きは原則禁されています。そういった制限に関して、ある一定の条件をクリアすれば、新築の茅葺きも可能にしていくとか変えていかないと、需要は喚起できません。また、指定文化財に準じる価値のある建物が危機になったときに、適切なアドバイス、延命措置みたいなものがアドバイスできるヘリテージマネージャーのような方をしっかり仲間にして、今回の企画のような技術・材料の裾野を広げていくというような契機にしていくということが、一つの希望につながるのかと考えております。

【根立会長】 大野先生、時間の関係がありますけれども、また後ほど、何かあればお願いいたしたいと思います。

それでは近藤代理、お願いします。

【近藤代理】 それでは、私はどうしても無形文化財の工芸技術中心の話になってしまおうと思いますが、そこを御容赦いただきたいと思いますが、選定保存技術は大変有効な制度だと思うんです。この制度ができたのは昭和50年の文化財保護法改正ですから、1975年ですけれども、例えばですが、漆を塗るための、人間の髪の毛で作られる漆刷毛、漆刷毛の製作技術者が昭和50年代には5人、全国で5人だけで、日本中の輪島塗も会津塗も全てひっくるめた漆芸、あるいは漆産業の需要をまかなっていたんです。

それが、私が在職中の平成1桁の頃、1990年代から2000年頃には、もう2件がやめて、3件。漆刷毛の技術者で現役で仕事できる人は、25年か30年ぐらいの間に5人から3人に減っていました。そのうち1人もやめました。2人だけ残って、そのうち1人を復活の形で選定・認定をしたんですけれども、もう1人、全国で、あともう1人しかいないんです。その状態なのに、なかなかこの2人目を追加認定するというのが、当時の担当者としては、やりにくかったんです、非常に。

それは選定の制度の運用の中に、追加認定をするときに、どうしても同じ技術と位置づけられてしまうとやりにくいというのがあります。技術が違っていけば、保持者の追加認定、あるいは保存団体の追加認定ができます。簡単です。だから地域性とか、その技術内容の違いとかがあれば、その追加認定もやりやすい。けれども、全国で2人しかいないのに、1人認定したら、もう1人は見殺しですかというふうに。結果的には平成25年だったか26年でしたか。追加認定しました。できました。

ですけれども、そういう運用の問題で、この分野の技術の継承を難しくしているところが、文化庁が自ら首を絞めている面があると思いますので、その運用は簡単に改めること

ができるのではないかと。そうやって、なるべく広く、この技術そのもの、材料そのもの、それから技術者を保護していくような、拡大していくような方向で、その施策を進めていけないかと思います。

それから、あとは、特に原材料、用具もそうですけれども、例えば漆刷毛なら漆刷毛という商品であれば何でも文化財で使えるかといったら、質の悪いものは駄目です。ですから、必要な質を確保するというのが、原材料の確保、用具の確保と同時に必要です。そのレベルでなければ何の役にも立たないので、レベルの維持、これは技術でも同じことです。下手な人が何人いても役に立たない。だから、それは育てるための幅広い支援。

例えばの話ですけれども、無形文化財に登録する登録制度が、前回の法改正で導入されました。文化財保存技術の分野こそ、登録制度のような、緩いんですけども、幅広く手を差し伸べられるような仕組みは有効ではないかと。ぜひとも欲しいと思いました。取りあえず以上です。

【根立会長】 どうもありがとうございました。

最後に私ですけれども、私は大学を出て京都府の教育委員会の文化財保護課と、それから文化庁の当時、美術工芸課といったところに、合わせて17年ほど現場におりまして。文化庁は彫刻部門でしたけれども、主に彫刻の修理の関係を見てきました。装潢も少し関わったことがありますけれども。

大学に入ってから、修理の現場とは少し離れたところもあるんですけど、ある意味、また美術品等の関係があって関わっている部分が多分にあって、ある意味、研究者として、修理の現場に強く関わってきたという、今も関わっているところがあります。

それで、彫刻の分野に関して言えば、彫刻の修理のことにに関して言えば、技術者の確保の問題、これがあって、この技術者は簡単にはなかなか養成できないということもあって、助成金等で増やせば、要は修理の予算が増えれば、良質な技術者が確保できるというわけでもないという、その辺の難しさと、それともう一つは原材料の問題ですね。

良質なヒノキ材というような用材がなかなかない、あるいは山科砥の粉というようなものが、なかなか良質なものが、もうこれを入手するのはかなり困難になってきているところがあって。場合によると、これはまた改めての議論になるかと思うんですけども、国で買い上げるということさえも考えなきゃいけないような状況まで追い込まれているのかという気がします。いずれにしてもそういうことを含めて、ここは美術工芸だけの話合いの場ではないんですけども、また、皆さんと話し合っていければと思います。

ということで、一通り各委員の皆さんからお聞きしましたけれども、続きまして、議題を変えて、議題3の有識者からのヒアリングに移ります。

それでは、お待たせしましたけれども、小西美術工藝社社長・一般社団法人社寺建造物美術保存技術協会代表理事のアトキンソンさん、よろしくお願いいたします。

【アトキンソン氏】 皆さん、よろしくお願いいたします。時間が限られていますので、早速ですけれども。社美協は約230名の技能者を束ねている団体でありまして、大ざっぱでいうと4割は日光の会社、それで4割は近畿圏といいますか、京都を中心とした会社が所属してありまして、2割はその他となっています。日光の場合、平均年齢が37歳、近畿圏は47歳、その他は32歳という形になってありまして、特に京都を中心に極めて危機的な状況にあることは間違いありません。

今、社美協全体としては、21社の事業者が会員になってはいますが、元アナリストの私としては、今現在で見ると、あと15年、20年ぐらいたったところで、恐らく4割ぐらいの企業は廃業をするような方向に既に動いています。例えば、一番若い人は62歳ですとか、一番若い人は58歳ですとか、何十年間も一回も若い人を雇ったことがない企業もその中にありますので、結局それで、一定の数の職人が確保されているような状況になっているように見えるんですけども、見えるだけで、個々の持続性というものは非常に弱いということが実態です。

先日、建造物の7つの保存団体を束ねている文技連の理事会がありましたけれども、同じような状況でした。逆に、社美協はましなほうだということが言えると思います。

資料にありますように、技術の継承というのは、言うまでもなく仕事量によって決まる。別に文化財修理というのは趣味でやっているわけでもないし、ボランティアでやっているわけでもない。あくまでも、生計が成り立つか成り立たないのかが一番大きくて、そういう意味で、小西美術としては、職人の勲章も要らないし、NHKの番組も要らないし、「感動しました」ということを言われても、感動は食事にはなりませんので要りませんということで、仕事さえあれば、技術は継承されます。

今現在で見ると、小西美術としては、今募集をしていますけれども、高卒であっても、21万円の金額で募集していても、今年は2人しか来ません。私が社長になった10年前は、1年間で大体15人は面接に来てはいたけれども、21万といたら、大卒の初任給と同じなのに、それでも来ないという状態になっていますので、この職業は、生計が成り立つものなのか、成り立たないものなのかということだけが注目されているような状況になってい

ます。

そういう意味では、日本産漆もそうだったんですけども、木に対して補助金を出す、それで漆を掻く技術に対して研修制度という形で補助金を出す。だけれども、漆自体がそんなに使われないということで、作っても作っても捨てるだけで、最終的なユーザーがない中で、ほぼ無駄だったんです。結局、日本産漆を国指定の文化財に塗ることが義務になった途端に、作らざるを得ないということで、研修に来ては離れる、来ては離れるという、要するに仕事として成り立たない仕組みが大きく改善されていって、作ってほしいとか、大事な技術ですねということではなくて、作らざるを得ない、作ればそこで売れる、そこで生計が成り立つということになった途端に、15人ぐらいしか事実上仕事していないところで、今、40人近くの職人が実際に育成されることになりました。それは人間国宝云々じゃなくて、仕事さえあれば継承される技術になるということは言うまでもないんですけれども、大事なポイントだと思います。同じように、道具や材料なども、十分な仕事量さえあれば供給は安定するようになりますので、これはぜひとも計算をした上で実行していけば、材料などの問題が消えるはずですよ。先ほど申しましたように、職人はあくまでも仕事として考えていますので、仕事量があって給料さえ合えば継承者ができるということは鉄則だと思います。

次のページに行きます。ここに書いてあるように、民間需要が減る中で、材料、道具、職人文化を維持するために、計画的に文化財の仕事量を確保することが重要だと思います。ここに、いろいろなポイントがあります。例えば、発注の仕方。発注をするときに、材料を貧弱の状況にある3社に分けて発注をすれば、知らないうちに3社とも共倒れをしてしまうという危険な状況になることがあります。これはなぜそうなっているかという、頭を使って賢く発注していないからです。3社あるから3社守りましょうと。企業が多ければ多いほど広げているんだからいいじゃないかということをおっしゃるけれども、大きな誤解です。企業の数さえあればいいという問題ではなくて、どこに対して幾らを発注すれば、継続的に道具、材料を作ってくれるかということ、頭を使って分析した上でやるべきものであって、場合によっては、文化財修理で健全な形の経営をする2社分の発注量しかないということで、3社の中で主に2つに対して集中的に発注することによって、材料と道具などの安定供給を確保することはできます。

ただ、頭を使わないで、ただ単に発注して、場合によっては、一つの会社は困っているからお金を出すと、墓穴を掘っているだけです。そういうことで計画的に仕事量を考える

必要があります。分析はそういう意味で非常に可能であると同時に非常に大事であって、最近言われている金沢の金箔といっても、守るべきですねということで研修やりましょうねと言っていたら、何の役にも立たない。今、文化財に使われている金箔の枚数が何枚あって、金沢を支えるためには、その中で何枚を、金沢産に指定にすることによって、その材料を確保することができるかを計算するべきです。先ほど申し上げた日本産漆と同じで、そこで研修をやったりすると、その仕組みは非常に生きてくるんですけども、エンドユーザーの需要、そこでどういう形で誰に対して発注するかということを考えないままで、お人好しみたいに何か認定する、研修することによって良いことがあるという、緩い甘い考え方は、もう通用しなくなっていると思います。

国交省はマンションを建てる、ビルを建てる時に、修理サイクル、要するに長期修繕計画を義務にしているそうです。それによって、何年何月に何をどのように改修するのかという需要が見えてくるわけです。文化財であれば、修理サイクルが決まっていることによって、そこで例えば漆が何年に幾らが必要なのかということが見えてくるはずで、2トンの漆の供給しかない中で、いきなり地方から5トンの漆の文化財修理を申請してきたから発注しても供給できるわけじゃないので、5トンを出して、翌年に発注がなかったりすることは無計画的です。2トンしかない中で、その申請してきた仕事を計画的に出すことによって、需要があって安定供給ができるようになります。文化財の特質からすると計算ができるはずだけれども、いまだに長期修繕計画は聞いたことありません。

次に行きます。そういう意味で、発注をするときに何が大事なのかということですが、入札制度が最も大事なことです。なぜかということ、私としては、皆さんに申し訳ないですが、文化庁さんの中での、入札制度に対する考え方は非常に緩いと思います。これはなぜかといいますと、入札制度というのは、業界に対して、文化庁の意思、文化庁の考える健全な業界の意思を伝えるための手段でありまして、我々業者に入札制度を見せることによって、文化庁としてこのように経営してほしいということ、直接的、間接的に伝える道具です。ほかの省庁を見てみますと、随意契約も、指名入札も、企画入札も多いです。ほかの省庁が、どんなに工夫して入札制度を使っていて、業界をある意味で間接的に誘導しているのかということは見えるんですけども、そういうような考え方というのは私は文化庁さんには足りないと思います。ですから、文化庁の方針を伝えるということが入札制度の本来の考え方であって、その方針、そのフィロソフィーに基づいて、業界は動くと考え方を改めていただきたいと思います。

例えばですけれども、後継ぎがない会社があると仮定をします。そうすると、発注するとき、一定以上の金額の工事の場合、後継ぎのいない会社に仕事は基本的に原則発注しないとすれば、言うまでもなく、仕事が欲しい会社からすると、ああ、これは後継ぎがないと発注してもらえないと。入札資格は与えてもらえないと。実は国交省ではこの考え方が上手に導入されています。経営審査制度がありまして、入札の時、工事によって、何ポイント以上ということが入札参加資格の基準となります。若い社員が1人増えるだけで何ポイントかが加算されます。そういう意味で、入札に参加したい人からすると、参加するためにポイントを稼がなきゃいけないので、そうすると、資格者何名、研修で何ポイント、若い人がいれば何ポイント増えるとか、研修何時間以上だと何ポイントが増えるなどを計算します。先ほど申しましたように、それによって何が起こるかということ、国交省が考える、健全な経営をしている企業とみなして、ポイントを稼ぐような特典をつけることによって、全部の仕事ではないんですけれども、仕事がそういう企業に集中する形になります。当然ながら、それ以外の会社はそれを見て、これでうちはもう呼ばれないんだということで、その方向に経営方針を変えます。よって、業界全体がいい方向に行きます。一般競争入札になっていることが多い中で、どういう条件をつけるかということは、実は職人文化や材料などの方針、方向性を決定する最大のポイントになっていますので、そういう条件を賢くつける必要があります。

次のページに行きます。一般競争入札に移動する中で、伝統技術を特殊技術として位置づける必要があると思います。実際には、条件のない一般競争入札に技術のない会社は入ろうとしています。この間、小西美術が関わっているところで、仏壇を販売している会社が今困っているわけなので、そこで一億何千万円の仕事をさせてくださいという話になっていました。技能者はいるのかということ、全くいません。何でこの会社は呼ばれているのかということ、分かりません。こういうことは多々あります。伝統技術を特殊技術として位置づけることによって、一般競争入札であったとしても、それは特殊技術、特殊工事としての一般競争入札と位置づける必要があります。言うまでもないですけれども、文化財修理ですから、材料、仕様などが全部決まっています。本来であればコスト削減ができるものではありませんので、最低制限価格を必ず設ける必要があります。最低制限の条件は増えていますけれども、全てではないということはほかの団体から聞いています。最低制限価格がなければ、結局、悪かろう話になってきますので、職人を見殺しにしていることに間違いありません。

次のところで、選定技術保存団体を認定しているにもかかわらず、入札のときに、それが明記されていないことは多々あります。それは、平等、公平性の観点からなどと言われます。しかし、裁判するとき、弁護士資格のない人がそこで興味本位でやりたいからやらせてくれということで、やらせてくれるかということ、やらせてくれません。今までは、人間の体を切って手術をどうしてもやってみたいということで、それで、その人は大学に行くこともなく、研修することもなく、人の体を切らせるか。切らせません。だけれども、文化財の場合は、入札にさえ呼ばれてしまえば、1回もやったことがないのに国宝重要文化財を修理することはないことはありません。なぜそうなっているかということ、入札の条件には技術の保存団体の会員という条件がないからなので、言葉は悪いんですけども、わけの分からない人が入ってくることもあります。

その次、それに同等する者。例えば社美協の会員であることを入札条件にした場合、それに同等するものということを書かなきゃいけないことになっているらしいんです。だけれども、その「同等」のチェックをしているのかということ、こういった資料を提出してくださいというあとに、ただ単に必要な資料を出しただけで、確認もせずに入札の参加を許すことは多々あります。本来であれば、選定保存団体というのは、技術が確認されていて研修をきちんとやっている人たちだからこそ顔パスです。それに同等することとは、本来、同じ技術を持っていることを一から証明しなきゃいけないんです。それを証明するために、事業社の直近の実績、また、会社の実績だけではなくて、実際に施工する職人がその実績があるかどうかまで確認しなきゃいけないんですけども、そういう確認もほとんどしません。「同等」のチェックはほとんど形式的なものになっているだけで、同等する者というのは、何が同等する者で、どうやって証明したんですかという、悪く言えば、設計監理の人は、俺が承認したんだから同等だよと言って、客観的基準はないんです。これは問題です。

もう一つあるのは、重要文化財を修理したい気持ちがあって、修理ができる技術がある民間企業ならば、まず保存団体に入ってもらいたいと思います。社美協の会長として、新しい会員を入れていない事実もないですし、積極的に会員を増やして来ましたので、新しい企業は入ろうと思えば入れます。私たちとしては、国宝・重要文化財の修理をしている会社で、保存団体に入るのは面倒くさいんだからということと言われることはありますけれども、いや、それはもう義務ですとすれば、保存団体として、その会社の職人の技術などを確認することが初めてできるようになりますので、健全な形で職人を修理現場に提

供することができます。ですから、保存団体の会員に入札は優先されているが、保存団体に技術さえあれば、新しい企業も入れる団体を優先している形。先ほど申しましたように、弁護士と同じです。弁護をやりたいのであれば、まず弁護士資格を取ってくださいと。特殊技術である以上は、こういうことは最低限、最低必要なことだと思います。

次に行きます。選定保存団体に、技能者の認定制度を義務づけるべきです。社美協は最近まで残念ながらそうでしたけれども、事業者が選定保存団体の会員になっているだけで、職人が登録されていませんでした。そうすると、下手すると、認定団体に入っている会社として落札したとしても、実際に施工するものは、技術を持っている職人ではなく、その辺のペンキ屋さんなどを日雇で採ってきたって可能でした。そういう意味では、入札の条件としては、保存団体の会員であること。そこで施工に関しては、認定団体に登録されている技能者の施工を原則にするということは重要なことだと思います。原則というのは、特殊技術を必要とする場合もあるからですが、特殊のケースです。すると、技能者の認定制度を設けることは非常に大事であって、会社が認定団体に入っているというだけで、入札の条件として不十分です。改めるべきだと思います。

次、行きます。そういう意味では、施行は原則、選定保存団体が認定した準会員、要するに職人に限定するものであって、それに同等する者というのは、先ほどと同じで、実績を厳しく確認をする必要があります。入札条件というのも、元請だけじゃなくて、下請に対しても同じ条件を明確に書く必要があります。

次のページに行きますと、今の入札は、地方分権の問題もあります。結局は、文化庁が入札の通達を出しても出しても、「うちの市ではそう思っていない」とか、「知識がない条件を付けなかったんだ」とか、「地元の修理をやりたい仏壇屋さんがある」とか、お椀しか塗ったことがない人がいきなり建物塗りたいとか。こういうような場合、悪気があるとは思いませんけれども、十分な技術はないんです。国以外の指定物件に関しては申し上げませんが、技術のない人が興味本位で、国指定の重要文化財を修理したくても、気軽にやらせるべきものではないと思います。残念ながら、都道府縣市町村によって知識の違いが激しいです。文化財保護課というのは教育委員会の中に入っていると、それは必ずしも文化財保護の専門家とは言えないと同時に、一般競争入札と聞くだけで、一般競争入札は誰でもいいやみたいなの、建設会社とかその辺の工務店だとかいうのが平気で入ってくるようなことになっています。文化庁さんの先ほどの方針、意思、そのガイドラインみたいなものがあっても、地方にそれを必ず守られることはないですし、その通達はあ

ったんだっけということを言っているほどの人たちもいます。残念ながら設計監理事務所は修理の品質を担保するために、入札条件をチェックする場合がありますけれども、そうじゃない場合もあります。そういう意味で、地方行政と設計監理に入札条件の徹底を求めべきだと思います。あとは、近畿圏というのは非常に独自のやり方でやっけて、そういうところも健全化するべきところでもあると思います。

要するに、昔みたいに職人がいっぱいいて、それで材料が一般的に使われていて、国宝・重要文化財の修理というのは、市中に職人はいっぱいいるわけだから、たまには貸してもらおうというようなやり方で、別に賢く頭を使って計画的にやる必要はない時代が、いまだにあたかも続いているような入札制度、保存団体の制度になっています。しかし、世の中は大きく変わっているので、見えないところで基礎から崩壊しつつあります。恐らく伝統技術というのは文化財の世界にしか残らないので、文化庁さんはトップとして考えていて、この事業者も全部、直接的・間接的に経営しているような気持ちになっていただいて、計画的・戦略的に行動していかないと、民間に他人任せでやっているだけでは、技術を守ること、継承することは絶対に不可能です。

ですから、先ほど申しましたように、若い人を増やしてほしいということであれば、工事は一定以上の金額である以上は、若い人が何人か入っていないと入札に参加することができないという条件をつけることによって、事業者はみんな慌てて面倒くさい若い人を雇って育てていく仕事をせざるを得なくなっちゃいますので、文化庁の考え方は、入札条件という形で、どのように経営しているのかという考え方に改めて、技術を継承させていたきたいと思います。以上です。

【根立会長】 アトキンソンさん、どうもありがとうございました。いろいろ私などは分からない世界だったので、いろいろ興味深く聞かせていただきました。

それでは、時間がかかり押していますので、僅かですけれども、今の御発言に何か質問、御意見等があれば、お願いします。今のアトキンソンさんのお話は、主に建造物関係の話が直接的な話になってくるんだと思うんですけれども、大野先生、これは。

【大野代理】 先ほどのアトキンソンさんのお話で興味深い点は、まず入札を重視される点です。国交省の進めている総合入札制度が国交省では、金額だけではなくて、企業のノウハウと提案力みたいなものを入札に反映する制度があるので、文化財の入札でもそういうことをやったらいいと私は常に思っていたんですけれども、事務手続が非常に煩雑になっている状況が総合入札の場合はありまして、それを文化財の専門業者の方たちは敬遠

してしまう恐れもあることが課題だと思っています。

もう一つは、ある一定の組織で後継者をつくれるところと、個人商店的にやっているところでは、企業の規模が違ってくるといことなので、業界団体、技術保存団体というのがきちんとできているのであれば、私はむしろ入札ではなくて、業界団体にきちんと発注して、業界団体に責任持って人を充てるぐらいのことができないのかと思っているんですけども、そういうことは業界団体としては全く不可能なのかということが知りたいと思っております。以上です。

【根立会長】 アトキンソンさん、今のお話、お分かりになりましたか。

【アトキンソン氏】 はい。そういう話もありますけれども、業界団体としては引き受けることはできないのかという話があります。実際には、今、御指摘ありましたように、企業間ということで考えますと、要するに文化財修理を発注するときに、企業を守ろうとしているのか、職人を守ろうとしているのかという、ここの観点というのが抜けています。ですから、先ほど申しましたように、社美協というのは、昔は会員になっているのは企業だけだったので、そうすると、業界団体として集まると、社長だけが集まる。社長しか集まらないということで、エゴも含めて競争しているだけであって、職人が存在しないものになっていました。職人の存在を明確にして、会員が企業であって準会員が職人であるということで、今の話をある程度整合性をとろうとしているわけです。

ただ、業界団体が受注すると、またいろいろな難しい問題が発生し得ると思いますので、一定の競争を保ちながら一定の競争以上はさせないということは、多分現実的な話じゃないのかと。要するに、業界団体として請け負うと、業界団体のトップを務める人は、どこまで客観的基準に基づいて仕事を配分するかという問題です。これが担保されない可能性が非常に高いということで、物理的に難しいのかと思います。できたらすばらしいことだと思いますが、多分無理だとは思いますが。

社美協は、私が会長になったときまでは、事業者別の職人の数を公表することすらできていませんでした。各企業に何人の職人がいて、その人は10年やっているのか、20年やっているのか、5年しかやっていないのか、このデータを出させることだけで7年間以上かかりました。要するに、企業としては、それは当然ながら、個人商店の御指摘がありましたように、2人であっても10億の仕事が欲しいと。それは社長のエゴだけであって、職人がいるわけではないので、不適切な工事になってしまいます。2人の会社でもできる工事や、2人分の仕事を担保するためには、各社に何人の職人がどういう技術を持っていると

ということが分からないといけませんので、それは先ほど申しましたように、保存団体として、準会員を全部登録させていって、なおかつその技術をチェックして、そこで入札のときにそういう条件をつけることによって初めてその工事が出来る会社に仕事が行って、行くべきではないところに仕事は行かないということができるようになります。そうすると、小さいところをいじめているんじゃないかということをおっしゃるけれども、小さいところは小さいところなりの仕事はできますけれども、施工が出来ない大きい仕事はやっちゃいけないんです。単独でできない大きな工事の場合、JVを組めばいいんです。10人が必要であれば、2人しかいない会社は5人の会社などとJVを組んで入札に出てくればいいんですけれども、それが入札条件に書かれていないと、1人2人しかいないにもかかわらず、出てきちゃうんです。

ですから、小さい企業の場合、社長が大きな利益が欲しい考え方が邪魔をしてしまう。それを止めないといけないのに、止めるべき文化庁さんの入札条件のガイドラインがない中で、止めることにはなっていないんです。私は、業界団体の会長としては、できない仕事に手を挙げないように、うまい具合にまとめてくださいということをおっしゃるんですけれども、できません。何度も何度も繰り返し申し上げますけれども、条件次第で健全な競争を誘導することはできるんですけれども、性善説で、皆さんは文化財修理だからお人好しでしょうという前提で丸投げをして、その後どうなるかという保証がないような現場でのやり方を、ぜひとも卒業していただきたいと思います。

【根立会長】 どうもありがとうございました。なかなか建造物関係中心に、入札制度の問題とか、それから主任技術者制度の問題とか、むしろこれは制度に係る話で、文化庁さんに投げられたところが多分にあると思いますので、今日ここでこの議論をどんどん進めるというわけにもいかないところがあると思うので、大変申し訳ないですけれども、今日はこれぐらいにさせていただければと思います。どうもアトキンソンさん、ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、ここまで出た皆さんの御意見、あるいは今のアトキンソンさんのお話も含めたことでもいいんですけれども、何か御発言ありますか。

意見がないようでしたら、例えば保存技術や技能継承、修理人材の確保、支援の在り方で、近藤さん、何かありますか。

【近藤代理】 先ほど、なるべく幅広く支援できるように、そういう方向で何とかならんかという話をしたので、幅広くということを強調したいと思います。というのは、例え

ば原材料の生産者というのは農家であることが多いんですけども、農家は、自分が作っているのはあくまでも農作物であって、それが最後に文化財の、例えば紙の原料になるということを認識していない楮の生産農家の方もいるわけです。だから、どこでどのように、文化財が大事なものだということは、おおむねですけども、広く理解していただいていると思うんです。ですけども、その大事な文化財に欠かせないものを自分が作っているということを知らない。地元の自治体の職員の方も、ただの農業だと思っている、ただの林業だと思っている。それが文化財と関係があるということを認識していない。そういうことが多いものですから、まだまだ周知に努めることも必要だと思うし、支援はとにかく幅広くできないかと思います。以上です。

【根立会長】 急いで申し訳ないですけども、道具や原材料等の安定的な確保のことで、川野邊さん、実際の修理の現場で御覧になられて、何か改めて御意見はございますか。

【川野邊委員】 今、アトキンソンさんの話を伺って、建造物って羨ましいと思いました。建造物の修理って、僕は主に美工品の修理のほうが多いんですけども、ちゃんとした仕事になることが多いような気がするんです。金額の規模も大きいし、それから関わっている人たちもすごくたくさんいるので、さらに言えば、量が減ってきている、種類も減ってきているとはいえ、伝統的な材料がほかのところでもまだ生き残っていることが多いので、そんなに建造物修理で代替品がなくて困るということは、僕自身の経験ではあまりないんですけども、美工品とかそれから工芸品の修理では、もうアトキンソンさんがおっしゃるようなものに係るようなレベルでは生産が行われてないのがほとんどなので、例えば髪の毛とか、タヌキの毛とか、どぶネズミのおなかの毛とか、そういうものを集めてなりわいになるようなレベルでは全然ないんです。本当に一緒に仕事をしていく中で、僕、本気でどぶネズミ飼おうかと思ったんですけども、年間に、必要な生まれてから一度もコンクリートの上を歩いていないどぶネズミはせいぜい20匹ぐらいです。そのぐらいならあつという間に増やせるので。でも、そういうレベルの原材料とか、それから技術者、そういうのが必要なので、もうここまで来ていると、そういう普通の一般のなりわいとしてのシステムに載せるのはほとんど不可能なものばかりなので、そこは分けて考えたほうがいいかと思います。

建造物は、すごくまだまだ健全にやっていく方策があるんだと思って、明るくて羨ましい気がしたんですけども、それ以外のコマコましいところ、それから楽器の材料とかいろいろありますけれども、そういうのは、あの人とあの人しかいなくて、あの人もう80超

えていて白血病だよねとか、そういうレベルなので、そこはまた別に細かく見ていただいて、一人一人助けてあげる。ただ、その人の人生を丸抱えするほどの予算はないと思うので、ほかのなりわいを見つけて、その中でやっていただく。何か生きがい搾取になってしまうので、あまりあんたがやっていることは大事だからと背中を押すんじゃなくて、その中で残っていくものがあればいいと思っています。

悲観的な言い方ですけども、こういう場があって、そういう悲観的な状況なんだというのが少しでも公になるといいですよ、近藤さん。

【近藤代理】　　でも、そう言い続けてきて、そしてもう10年以上たっているつらさがあります。結局、私の反省でもありますが、在職中にろくなことができなかった、大したことができなかった。年取っていく一方だ、減っていく一方だというのを、結局、つまりアトキンソンさんの御指摘のように、需要がないから、仕事がないから、幾ら応援しても、本当に最低限のレベルでしか仕事量がないので、それ以上、もっと若い人を育てるといふようなところには、アトキンソンさんがおっしゃる無駄な補助金を使わなければ、次の世代なんか出てこないんですよ。だけれども、文化財に必要な分だけは、あなたの生活を丸ごと見るのは無理だから、文化財保護は生活保護じゃないから、だけれども、文化財に必要な分は、日曜何とかでいいから、それだけは続けてくださいね、10年たってもこれは手に入ります、20年たってもこれは手に入りますという状態を続けてくださいねと言って、お願いをずっと続けてきていたというのが現状でありまして、それはちっとも変わっていないから、より深刻になっているんだろうと思います。ここで本当に何とか、本当に日曜何とかでいいから続けてくれる人を、今、1人しかいなかったら、それを2人に増やす、3人に増やすぐらいのことは、今やらなければ間に合わなくなるんだろうと思いますので、ぜひ何かやってください。よろしくお願いします。

【根立会長】　　私も同感するところがあるんですけども、恐らくその知恵を出せというのがこの会のことなんでしょうから、また今後、会議を進めて話を進めていきたいと思っています。

あと、山本さん、一言ですけども、何か。

【山本委員】　　もう近藤先生と川野邊先生が十分言ってくださったと思っております。危機感というのは逆に早かったと思うんです。ですから装飾師連盟という団体は、登録制度とか資格試験というのをもう15年やっていますけれども、本当にまとまらないとやってくれなかった。でも、原材料については、もうこの数年、初めて文化庁さんに同行させて

いただいたりしながら、危機的状態というのを、ただ自分たちが紙が足りないとか言っているんじゃないくて、原材料の畑が大変だということまで分かってきました。だから、そういうことを、個人の民間だけではできないので、ここでいろいろお話ししたり、知恵をいただいたりして、協力なりさせてもらえたらと。それをやっていけたらと思っております。

【根立会長】 野川さん。

【野川委員】 今日、話を聞かせていただいて、それぞれのジャンルごとにいろいろな課題を抱えているということがよく分かりました。課題は様々ですけれども、それに対して具体的な政策が必要なのだと思います。さきほどアトキンソンさんは仕事量を計画的に確保する、計画的という言葉を使っていたらっしゃいました。具体的な計画が大事だということを今日あらためて確認しました。次回からの委員会が、その方向での成果を出せるようなものになればいいと思います。

【根立会長】 小林さん、何か制度的なことでもあれば。

【小林委員】 いや、今の段階では特にはないですけども、勉強させていただきました。計画的にやっていくというのはどういうことかを考えさせられました。それから、先ほど最初の人に言ったこととも関わるのですが、奈良県の文化財の保存修理に関するやりとりを聞かせていただいて、専門家で見分ける部分に関して、だけれども一定程度客観的に想定できる期間（修復に至るまでの時間）があるということをお聞きして、計画的にできるところはあるだろうと思っています。そこを抽出していくことも大事なのではないかと思いました。以上です。

【根立会長】 恐らくそういう計画的な話というのは、文化財は個別の需要がいろいろあって、なかなか一律には言えないんでしょうけれども、ただ、これをある程度共有できるようなことをしないと、恐らくこれは分かってもらえない。分かってもらえないということは、お金も最終的には行かないということになりかねないので、ある程度見える化みたいなことは必要なんだろうという気がしますがけれども。

さて、急がせてすみませんでしたけれども、時間も参りましたので、最後に今後の進め方について事務局より御説明お願いいたします。

【長谷川補佐】 本日は活発な御議論、誠にありがとうございました。次回でございませうけれども、資料8、今後の予定を整理させていただいております。詳細は時間も来ておりますので割愛させていただきますけれども、また併せまして、お手元にヒアリング候補の資料もお配りをさせていただいております。こういった候補でいかがかということで事

務局としては考えておりますけれども、こちらでよろしければ、この形で第2回から第4回まで手続を進めさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。以上でございます。

【根立会長】 それでは、次回以降の進め方についてはよろしくお願いいたします。よろしければ、本日は以上で閉会したいと思います。

今後、オンラインの環境を少し整えてもらえればと思いますけれども、次回の第2回の会議は11月8日の午後3時半からということです。皆様、お忙しいと思いますけれども、よろしく御参集のほどお願いしたいと思います。

これにて第1回企画調査会は終わりにします。ありがとうございました。

— 了 —